

UNISEC 宇宙匠賞 (UNISEC Space Takumi Award) 授与規定

(趣旨)

第1条 この規則は、大学研究室を中心として実施された宇宙工学関連の研究開発の中で、特に先駆的で優れた業績であると認められるものを、NPO 法人 大学宇宙工学コンソーシアム(以下、UNISEC とする)理事長が表彰するため、必要な事項を定めるものである。

(表彰)

第2条 UNISEC 理事長は、大学研究室を中心として実施された宇宙工学関連の研究開発であって、先駆的な業績により大学宇宙工学の新たな地平を切り拓いた個人又は団体を、UNISEC 宇宙匠賞として表彰する。

(表彰の決定)

第3条 表彰は、選考委員会の審議を経て、理事長が決定する。

- 2 選考委員会は、UNISEC 理事、および理事長が委嘱した委員をもって組織する。
- 3 選考委員会は、第5条の規定により、個別の授与審議毎に新たに組織される。
- 4 選考委員会は、個別の授与審議が終了した時に解散する。

(表彰の方法等)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

- 2 表彰は、表彰状の授与のほか、副賞を授与して行うことができる。
- 3 理事長は、表彰を行ったときは、表彰を受けたものの功績、所属、氏名等を UNISEC ウェブサイトに掲載して公表する。
- 4 表彰を受けたものが団体である場合は、団体名に加えて、団体に所属する者の氏名を記した名簿を UNISEC ウェブサイトに掲載して公表する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、賞の授与に値すると認められる業績が現れたときに、不定期に行う。

- 2 UNISEC 理事は、賞の授与に値すると認められる業績が現れたときに、UNISEC 理事長に候補者を推薦する。推薦はいつでも行うことができる。
- 3 UNISEC 理事長は、候補者の推薦があった時は速やかに選考委員会を組織し、授与に値するかの審議を委嘱する。
- 4 選考委員会は、上記で推薦された業績に関して、推薦された候補者以外を受賞者として選定することもできる。

(規定の改定および廃止)

第6条 この規定の改定および廃止は、理事会の議決により行う。

(施行期日)

第7条 この規定は、平成 25 年 1 月 11 日から施行する。